

資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

令和2年6月1日

6

No. 171

今月の Q&A

新型コロナウイルス感染症に伴う助成金についての課税関係を教えてください。

自筆証書遺言の申請・請求の手続きについて詳細が知りたいです。



今月のお知らせ

新小冊子 無料進呈のご案内

先着10名様

※ ご好評につき今月も進呈致します。

令和2年 最新版

絵と図表でわかる

「相続・贈与の税金」

- ◆ 相続が発生したら、いつまでに何をすればいい？
- ◆ 贈与税はどれくらいかかるの？
- ◆ 土地、建物の評価はどうするの？
- ◆ 事業承継税制の特例とは？



絵と図表を使って、相続や贈与に関する税務のポイントを、最新の税制改正事項を踏まえわかりやすくまとめた一冊です。

無料進呈致します。(先着10名様) ご希望の方は下記方法にてお気軽にお申込み下さい。

<お申し込みについて>

ハガキ、ファクシミリ、メールでお申込み願います。※お電話でのお申込はご遠慮下さい。

①お名前、②ご住所、③電話番号 を明記の上、**新小冊子希望**とお書き添えいただき下記へお申し込み下さい。確認後、ご郵送又はご連絡致します。

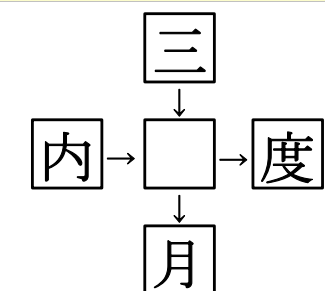
〒601-8328 京都市南区吉祥院九条町30番地1 江後経営ビル
京都税理士法人 財産管理部 杉本宛
FAX 075-693-6565 メール shisan@ego.co.jp

今月の クイズ

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ作ってみましょう！
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

- ①三→□ ②内→□
③□→月 ④□→度 の4つの二字熟語が出来ます。

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



※ 前号 (No.170 令和2年5月号) の解答は【家】でした。



お問い合わせ

01 今月のピックアップ ①



新型コロナウイルス感染症に伴う助成金についての課税関係を教えてください。



個人が受け取られた助成金については課税になるもの非課税になるものが分かります。



(1) 具体例

新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して創設された助成金等の課税関係については次のとおりとなります。

非課税	<p>◎助成金の支給の根拠となる法令等の規定により非課税所得となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金（新型コロナ特法4条1項一号） ・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ特法4条1項二号） <p>◎所得税法が非課税の根拠となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券（所得税法9条1項十七号） ・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成（所得税法9条1項十七号）
課税	<p>◎事業所得等に区分されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校休業等対応助成金 ・小学校休業等対応支援金 ・雇用調整助成金 ・持続化給付金 ・東京都の感染拡大防止協力金 など

上記に記載のない助成金等の課税関係については、その助成金の支給元である国や地方公共団体に確認が必要となります。

(2) 課税の有無と申告の必要性について

特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金については大多数の方がその支給の対象となることが考えられますが、これについては非課税のため申告の必要はありません。

事業所得等に区分される助成金は事業に係る必要経費の補てんを目的としており、助成金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が、黒字となる場合には課税されることとなり申告が必要となります。なおこれらの消費税については課税取引に該当しないため課税の対象なりません。



部長 牧本

02 今月のピックアップ ②



自筆証書遺言の申請・請求の手続きについて詳細を知りたいです。



手続きに応じて必要書類、手数料が異なります。手続きには事前予約が必要となります。



「法務局における遺言書の保管等に関する省令」が交付され、令和2年7月10日から開始する「自筆証書遺言書保管制度」の詳細が公表されました。

遺言書の保管申請は、遺言者の「住所地」、「本籍」、「所有不動産の所在地」のいずれかを管轄する遺言書保管所（すでに保管制度を利用している場合はその遺言書保管所）に必ず遺言者が出向いて手続きをする必要があります。

また、遺言書原本の閲覧、保管申請の撤回、変更の届出の手続きについては遺言書の原本が保管されている遺言書保管所で行うこととなります。ただし、遺言書保管所で行うすべての手続きは予約が必要で、予約がない場合はその日に手続きができないことがありますのでご注意ください。

手続き	必要書類	手数料	
遺言者の手続き	遺言書の保管申請	遺言書（※1）、申請書、本籍の記載のある住民票の写し等（作成後3か月以内）、本人確認書類（※2）	1件につき 3,900円
	遺言書の閲覧請求	請求書、本人確認書類（※2）	1回につき モニター閲覧1,400円 原本閲覧1,700円
	保管申請の撤回	撤回書、本人確認書類（※2） ※返還を受けた自筆証書遺言を破棄しない限り、その遺言の効力は失われません。	なし
	変更の届出 （郵送可） 【法定代理人可】	変更届出書、変更が生じた事項を証する書面（住民票の写し、戸籍謄本等）、請求人の身分証明書のコピーの他、遺言者本人の親権者や成年後見人等の法定代理人が届出する場合は、戸籍謄本（親権者）又は登記事項証明書（後見人等）（作成後3か月以内）	なし

（※1）遺言書については、法務省令で定める様式（A4、左側の余白20mm以上、上側・右側の余白5mm以上、下側の余白10mm以上あるもの）で事前に作成する必要があります

（※2）本人確認書類は、マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きの身分証明書の提示が必要となります。



主任 竹内